

○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（抜粋）

平成5年3月31日

条例第5号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 廃棄物の減量（第6条—第14条）

第3章 廃棄物減量等推進審議会（第15条）

第4章 廃棄物の処理（第16条—第26条）

第5章 市の処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第27条—第31条）

第6章 廃棄物処理手数料等（第32条・第33条）

第7章 技術管理者の資格（第34条）

第8章 雑則（第35条・第36条）

附則

第3章 廃棄物減量等推進審議会

（平6条例7・追加）

（堺市廃棄物減量等推進審議会）

第15条 法第5条の7第1項の規定に基づき、本市に堺市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における一般廃棄物の減量化及び適正な処理に関する基本的な事項を調査審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体代表者

(3) 本市議会議員

(4) 本市職員

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（平6条例7・追加、平14条例1・平16条例13・一改）